

## 第22期第2回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年6月15日（火） 14：00～  
場 所 福島県水産会館研修室  
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

（1）議案

議案第1号 福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）

議案第3号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示

議案第4号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

議案第5号 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について

（2）報告事項

ア 福島・茨城連合海区協議会の結果について

6 閉会

## 第22期第2回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時：令和3年6月15日(火) 14:00～

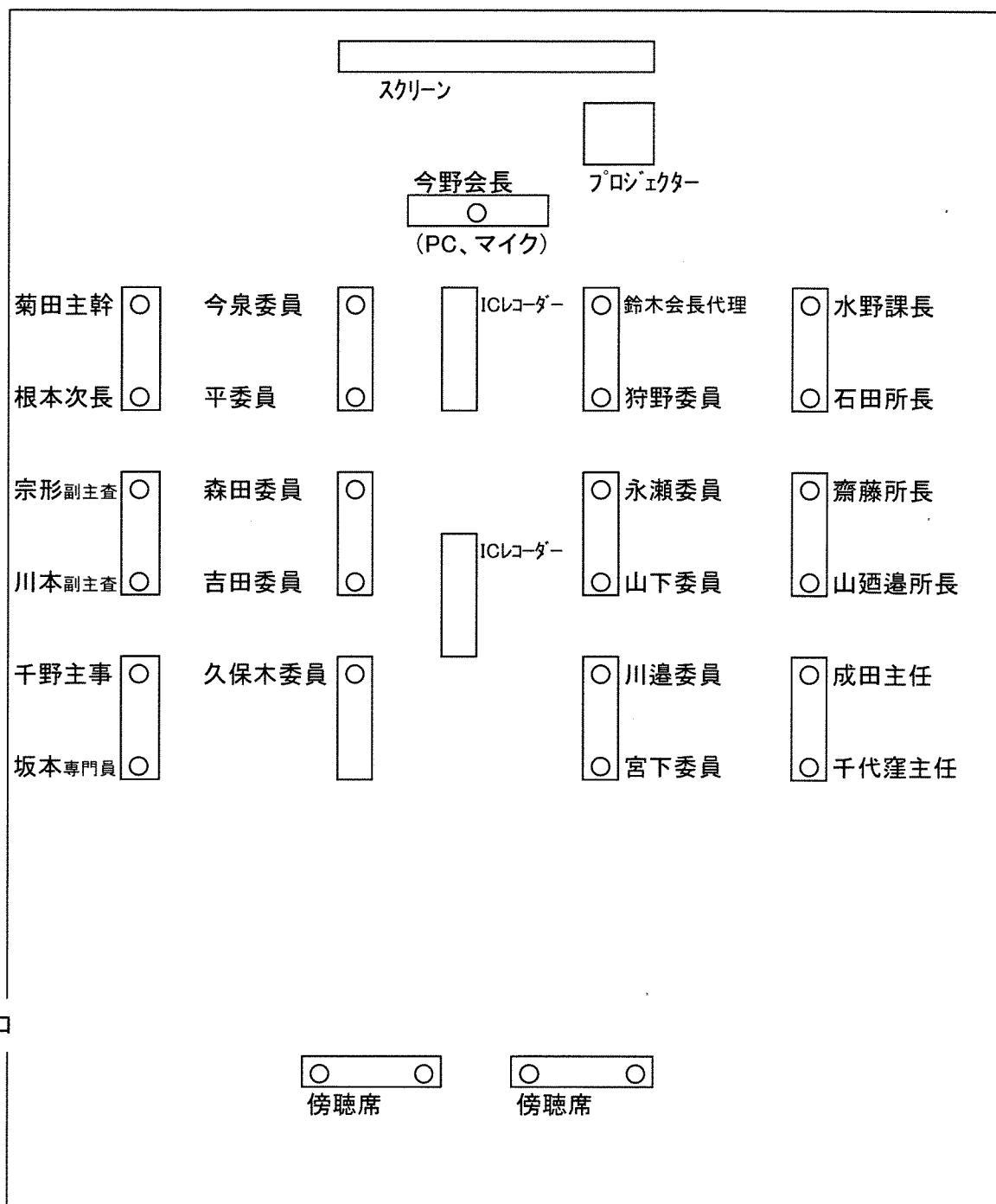
場 所：福島県水産会館研修室

海区漁業調整委員会委員		知事部局・海区事務局職員等	
選任区分・役職	氏名（出席形態）	所属及び職名	氏名
漁業者（会長）	今野 智光	水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	水産課 主任主査	成田 薫
漁業者	今泉 浩一	水産事務所長	石田 敏則
漁業者	狩野 一男	水産事務所 漁業振興課 主任主査	千代窪 孝志
漁業者	平 仁一	水産海洋研究センター所長	齋藤 健
漁業者	永瀬 哲浩	水産資源研究所長	山廻邊 昭文
漁業者	森田 政利	海区事務局 主幹（総務担当）	菊田 嘉重
漁業者	山下 博行	〃 主幹（業務担当）	根本 芳春
漁業者	吉田 康男	〃 副主査	宗形 莉苗
学識経験	川邊 みどり	〃 副主査	川本 和宏
学識経験	久保木 幸子	〃 主事	千野 力
学識経験	渡邊 千夏子（WEB）	〃 専門員	坂本 純一
中立	宮下 朋子		

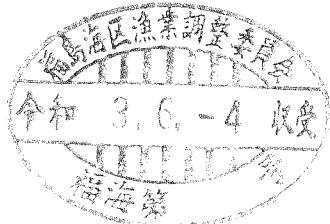
## 第22期第2回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時：令和3年6月15日（火）14:00

場 所：福島県水産会館 研修室



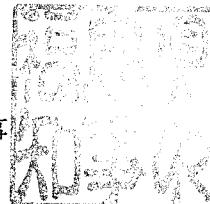
# 議案第1号



3生流第1029号  
令和3年6月4日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光 様

福島県知事



福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間  
及び許可の基準を定める件について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可を申請すべき期間並びに同規則第11条第5項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

漁業法（昭和 26 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に掲げる漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 3 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第1 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

11

(3) 船舶の総トン数

総トン数 15 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(6) 漁業時期

毎年9月1日から翌年6月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和3年 月 日

3 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日まで

第2 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

（1）漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

30

（3）船舶の総トン数

総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

（4）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（5）操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-10 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県海面

（6）漁業時期

平潟・大津地区：毎年 1 月 1 日から 9 月 30 日まで

その他の地区：毎年 5 月 1 日から 9 月 30 日まで

（7）漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 月 日から令和 3 年 月 日

3 許可の有効期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

第3 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

（1）漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

74

（3）許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

（4）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（5）操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-10 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南の福島県海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く）

基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門

点ア 基点より真方位 110 度 1,200 メートルの点

点イ 点アより真方位 190 度 1,500 メートルの点

点ウ 点イより真方位 290 度の線と最大高潮時海岸線との交点

（6）漁業時期

毎年 3 月 1 日から 12 月 31 日まで

（7）漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 月 日から令和 3 年 月 日

3 許可の有効期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

第4 機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

80

(3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分

08秒）から真方位90度の線以南の福島県海面

(6) 漁業時期

毎年12月1日から翌年4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和3年 月 日

3 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日まで

第5 機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

（1）漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

100

（3）許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

（4）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（5）操業区域

合磯岬（北緯36度58分23秒）から真方位90度の線以南の小型機船

底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区

域を除く福島県海面

（6）漁業時期

毎年2月11日から7月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和3年 月 日

3 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日まで

第6 どう漁業（茨城県からの入会）

1 制限措置

(1) 漁業種類

どう漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

10

(3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった馬力数以下

(5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から真方位90度の線以南でかつ小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手縄網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県海面

(6) 漁業時期

毎年7月1日から8月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年 月 日から令和3年 月 日

3 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日まで

茨城県からの入会に係る漁業の許可の基準

令和3年 月 日  
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可の申請数が、制限措置のうち許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位3の最下位とする。

順位1 当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位2 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位3 1年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

## 1 概 要

福島・茨城相互入会漁業の許可にあたり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

(参考)

入会漁業の種類（福島県から茨城県船に対する許可）

小型機船底びき網漁業	板びき網漁業
	自家用釣餌料板びき網漁業
機船船びき網漁業	しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、 しらすひき網漁業
	さよりひき網漁業
	おきあみひき網漁業
どう漁業	

## 2 根拠法令等

福島県漁業調整規則第11条第1項及び第5項（新規の許可又は起業の認可）

## 3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の福島・茨城相互入会漁業の許可の有効期間が令和3年8月31日で満了する。令和3年9月1日からの許可をするにあたり、制限措置の内容及び申請期間を定める必要があるため。

また、制限措置で公示した船舶の数を超える申請があった場合は、許可の基準により許可等をする者を定めるため。

## 4 制限措置等及び許可の基準の内容

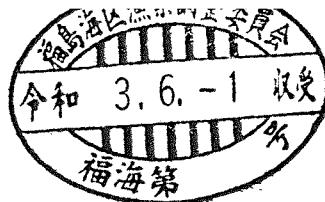
制限措置の内容は、福島・茨城連合海区協議会で合意のあった内容が、これまでの許可枠の内数の許可等をすべき船舶等の数であり、資源管理上支障のないものと判断されることから、合意内容どおり設定する。

漁業を営む者の資格については、茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者とする。

許可の基準については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に許可を受けている者を優先するものとし、順位付けを行う。

(今後の予定)

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 6月15日     | 福島海区漁業調整委員会諮問・答申<br>制限措置等の公示 |
| <公表方法>    |                              |
|           | 制限措置の内容及び申請すべき期間             |
|           | ・・・福島県報、水産課ホームページ            |
|           | 許可の基準                        |
|           | ・・・水産課ホームページ                 |
| 7月上旬～8月上旬 | 申請期間（1か月）                    |
| 8月中旬      | 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問   |
| 8月下旬      | 許可証発給                        |
| 9月1日～     | 許可の有効期間開始                    |



写

議案第2号

3生流第832号  
令和3年5月31日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光 様



福島県知事

特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第2項の規定により貴委員会の意見を求める。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和三管理年度における数量を令和三年 月 日次のように変更したので、次のとおり公表する。

令和三年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

令和三管理年度（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

十二・八トン

二 知事管理区分に配分する数量

福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に全量を配分する。

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

一・〇トン

二 知事管理区分に配分する数量

福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に全量を配分する。

(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、くろまぐろ（小型魚）について、知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）
- 3 変更の必要性：標記特定水産資源に関する令和3管理年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されたことから、同法第16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- 4 変更の内容：農林水産大臣から通知された数量に基づき、「くろまぐろ（小型魚） 7.9トン」を「くろまぐろ（小型魚） 12.8トン」に変更する。  
※くろまぐろ（大型魚）の数量は変更なし。

(参考)

	知事管理漁獲可能量	
	変更後	変更前
くろまぐろ（小型魚）	12.8トン	7.9トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン	1.0トン

- 5 諮問予定：令和3年6月15日開催  
第22期第2回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 6月15日 | 第22期第2回福島海区漁業調整委員会に諮問・答申 |
| 7月上旬迄 | 知事管理漁獲可能量を変更、公表（ホームページ）  |
| 7月末迄  | 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載）       |

## 福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

**一 操業の承認**

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深100メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

**二 承認の対象漁船**

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数7トン未満とする。

**三 操業期間**

一に規定する海域における操業期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までとする。

**四 制限又は条件**

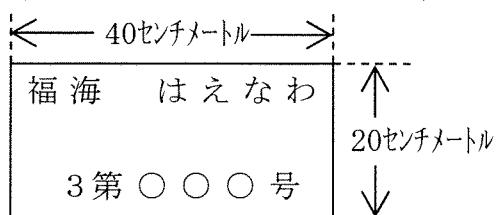
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯37度17分49秒以南の水深100メートルから水深300メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



**3 操業の協定**

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

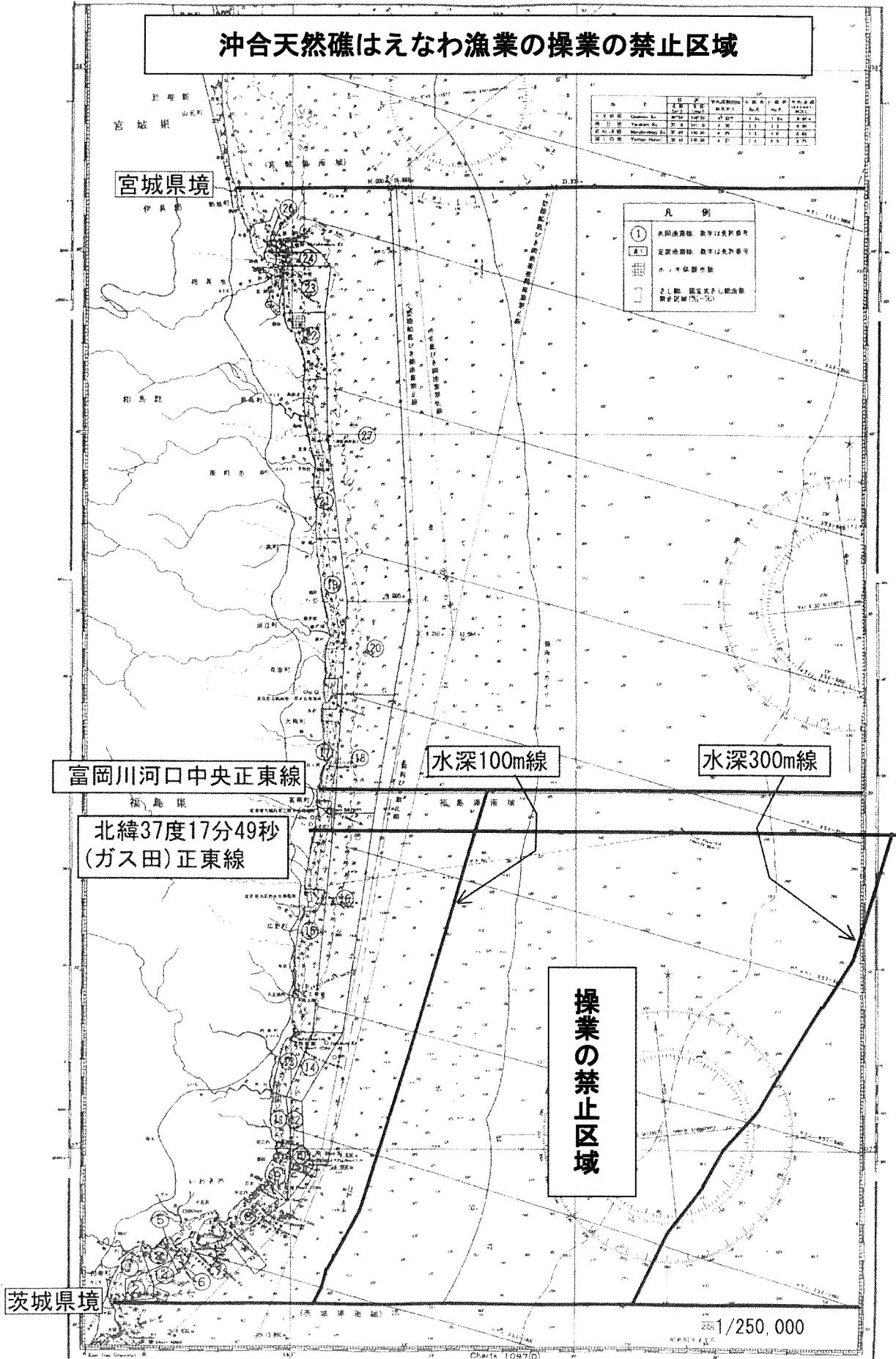
**五 承認の取消し**

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

**六 指示の有効期間**

この指示の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。

沖合天然礁はえなわ漁業の操業の禁止区域



# 沖天はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年 : 昭和 60 年  
 対象魚種 : マダラ  
 承認海域 : 富岡川以南の沖合天然礁海域（通称「沖天」）

## 【指示発動までの経過】

昭和 57 年 : 千葉県船（外川港）の大挙来集、双葉地区漁業者の刺網による沖天漁場独占への苦情。  
 昭和 58~59 年 : 茨城県（川尻港）はえなわ船による沖天漁場独占への苦情。  
 昭和 59 年 1 月 : 四倉～江名の漁業者による対県強訴。  
     ➡ 3 年越し要望の他県船排除（許可制移行）を強要。

## 【指示発動の理由】（第 13 期第 2 回委員会：昭和 60 年 1 月 21 日）

- ・ はえなわ漁業は、隣の茨城県は（知事）許可制なのに本県は自由漁業。この不平等に対する漁業者不満は根強い。
- ・ 県は対応として、当座の策として委員会指示の発動を提案し、以後は経過をみながら（知事許可移行で）処置することと位置付けた。

## 【指示内容等の推移】

年 月	対象船舶	操業期間	承認内容・条件等
S60. 1月 11月	3トン以上 ～7トン未満 3トン以上	2/1～ 翌1/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承認海域 ⇒ 富岡川河口正東線以南 + 水深100m以深</li> <li>・ 承認方針 ⇒ 県内外とも実際には承認を与えない。</li> <li>・ 県内実績船 ⇒ 勿来の1隻には内部で自肃を求める。</li> </ul>
S62			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請戸はえなわ船7隻が新規着業</li> </ul>
H 1 1月 12月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承認方針 ⇒ 県外船は承認せず、県内実績船は黙認する。</li> <li>・ 県が調整会議で知事許可移行を提案 ⇒ 関係漁業者同意</li> </ul>
H 2 1月		10/1～ 翌4/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承認方針 ⇒ 許可制実現まで県提案の指示内容で継続発動を合意</li> </ul> <p style="text-align: center;">＊ 県内操業船：勿来3隻 + 請戸7隻</p>
H 2 6月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事許可移行を前提とした指示内容で発動することを決定</li> <li>承認枠 ⇒ 組合毎に定数を設けて承認付与              (勿来3 小浜1 小名浜3 江名町3 豊間1 沼之内1              四倉2 久之浜3)      計 17隻</li> <li>承認海域 ⇒ ガス田以北は水深100m以深              ⇒ ガス田以南は水深350m以深</li> </ul>
H 4 1月	7トン未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>承認海域 ⇒ 富岡川河口～ガス田は水深100m以深（相双地区）              ⇒ ガス田以南は水深350m以深（いわき地区）</li> <li>＊いわき地区に「沖天利用協議会」発足、操業協定締結</li> </ul>
H 6 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象漁業から「浮きはえなわ」を除外</li> </ul>
H12 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、知事許可移行の不当性、現行指示の欠陥を強調</li> </ul>
H16-17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわき市漁協主催の漁業者協議会を開催し指示改正を論議</li> </ul>
H17			<ul style="list-style-type: none"> <li>承認方針 ⇒ 試験的に新規着業参入を実施              (参加実績： 四倉2隻 + 江名1隻)</li> </ul>
H18 7月		10/1～ 翌3/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者協議会で制限条件見直しを合意 ⇒ 禁止水深350m → 300m              (参加実績： 四倉2隻 + 江名1隻)</li> </ul>
H20 2月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者協議会で現状内容継続を最終決定し、検討作業終了              (参加実績： 江名1隻 )</li> </ul>

【平成 22～令和 2 年度 承認・操業実績(R3. 3. 31 現在)】

操業隻数／承認隻数

支所等	勿来	小浜	小名浜	江名町	豊間	沼之内	四倉	久之浜	小計	請戸	合計
H22	3/3	0	0	0	0	0	0/2	0/2	3/7	0/1	3/8
H23～26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	1/3	0	0	0	0	0	0	0	1/3	0	1/3
H28、29	0/3	0	0	0	0	0	0	0	0/3	0	0/3
H30	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R1	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R2	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4

表1 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

年	はえなわ(A)									一本釣(B)			計(A+B)		
	勿来(ア)			勿来以外(イ)			いわき地区(ア+イ)			一本釣(B)			計(A+B)		
	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg
24	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
25	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
26	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
27	747	-	-	0	-	-	747	-	-	0	-	-	747	-	-
28	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
29	0	0	-	0	0	-	0	0	-	57	9	158	57	9	158
30	0	0	-	0	0	-	0	0	-	388	228	588	388	228	588
R1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	85	73	859	85	73	859
R2	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-

\* 平成24年以降は試験操業による実績

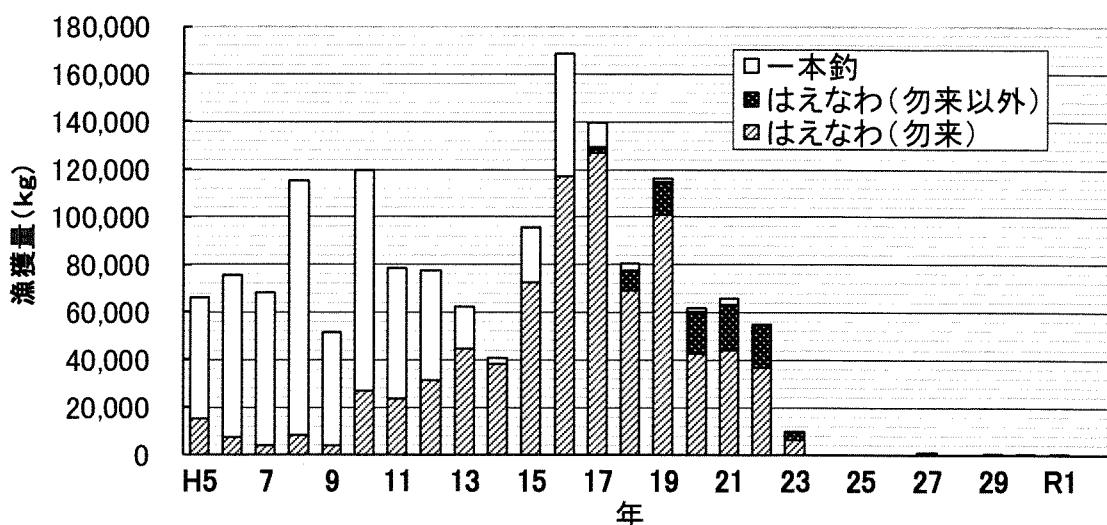


図1 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

## 福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野智光

## 一 保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保 譲 区 域
小型定置（第2種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第4条第1項第11号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

## 二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

## 三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年9月1日から令和4年8月31日までとする。

# 定置・小型定置漁業の保護区域 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和27年5月（定置）、昭和37年6月（小型定置）

対象魚種：サケ等（小型定置）

保護区域：小型定置網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

## 【指示発動の経過等】

〈1-15石城郡委員会：S26. 11. 5〉

- ・定置網の張り立ての位置から前面、後面、沖合 750mを保護区域とし、免許後適宜指示をなすことに決定した。

〈1-19石城郡委員会：S27. 5. 26〉

- ・第 15 回委員会において決定した、委員会指示の原案を諮り、異議無く決定した。

〈陳情：S27. 5. 26〉

- ・昭和32年5月7日付けで、県定置網漁業協会長から海区委員会に対して県の流し網許可方針に反対する旨の陳情がなされた。陳情の趣旨は以下のとおり。

- ・ブリやメジマグロ等の回遊魚の来遊はそもそも不安定なうえ、近年の沖合漁業の発達も手伝ってこれら魚種に依存する定置の衰退は著しい。
- ・かつて40カ統を誇り県内総漁獲高の約2割を占めた本県定置網だが、最近では10カ統にまで減少した。さらに大型船への流し網が許可されるなら、定置漁業は壊滅を余儀なくされる恐れあり。

〈4-7委員会：S32. 5. 11〉

- ・大型船への流し網漁業許可の流れに対し、大型定置に認められている周辺保護区設定の権利を明確にすべく、委員会指示の発動を決定した。

- \* 東日本大震災後は小型定置漁業の知事許可の申請が無かつたことから、平成29年度に見直して、以降、指示の発動を行わないこととしたが、令和2年11月に相馬双葉漁業協同組合から申請があり、2件（磯部、鹿島）の許可を行った。

**【指示内容等の推移】**

年月	内容等の変更・追加	背景・経緯
S27. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各750m	・石定第1号・2号に対する石城郡海区漁業調整委員会指示第1号(S27. 5. 27)の記録あり。
S32. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各1,000m	
S37. 6	(小型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各500m 対象：県内一円の9カ統 有効期間：網張りの都度（1年以内＝春秋？）	・S36. 9に県定置網漁業協会长名で小型定置への保護区設定の陳情あり。 ・県の考え方の整理、業界の合意形成を前提とした承認方向の確認
S39. 7	(大型定置保護区指示発動) 対象：4カ統全て（勿来～久之浜） 有効期間：5年間	・大型定置保護区指示発動の陳情あり。
S40. 12	(小型定置保護区指示発動) 対象：県内一円の16カ統（勿来～鹿島）	・小型定置保護区指示発動の陳情あり。
S48. 9	(大型定置と小型定置の指示を一本化) 禁止区域：それぞれの規定を継続 有効期間：5年間	
S53. 7	有効期間：1年間	・前回からの経過は不明
S63. 7	有効期間：5年間に再変更 対象：サケ試験定置は除く	・全国の趨勢や漁業権切替期間に合わせた措置←若干の委員反発もあり
H15. 7	(大型定置を対象から削除) 対象漁業：小型定置（さけ角網漁業を含む） 有効期間：1年間に再々変更 禁止区域：小型定置の規定を継続	

## 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

### 1 漁業調整委員会（漁業法第134条）

- (1) 海区漁業調整委員会：都道府県知事の監督
- (2) 連合海区漁業調整委員会：設置された海区を管轄する都道府県知事の監督
- (3) 広域漁業調整委員会：農林水産大臣の監督

### 2 広域漁業調整委員会の設置（漁業法第152条）

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により、国の常設機関として以下の3委員会が設置された。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられている。

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、同西部会、九州西部会）
- (3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会

### 3 太平洋広域漁業調整委員会の構成（漁業法第153条）

(1) 都道府県の互選委員（北海道～宮崎県の海区漁業調整委員会の代表者）	18名
(2) 農林水産大臣が選任する漁業者代表委員	7名
(3) 農林水産大臣が選任する学識経験委員	3名
	合計 28名

### 4 広域漁業調整委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議を行う。

- (1) 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種についての資源管理についての検討
- (2) 資源回復計画の作成に係る審議
- (3) 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- (4) (1)に関する漁業調整

### 5 令和2年度の議題

#### 第32回太平洋広域漁業調整委員会（令和2年5月27日）

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロに関する委員会指示の一部改正について
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について

#### 第33回太平洋広域漁業調整委員会（令和2年12月2日）

- (1) 広域魚種の資源管理について
  - 1 部会における取組
  - 2 マサバ太平洋系群
- (2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について
- (3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

第34回太平洋広域漁業調整委員会令和（3年3月16日）

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

#### 6 福島海区漁業調整委員会からの互選委員

期間	互選委員と任期
H13.10.1～17.9.30	佐藤 弘 (H13.10.1～16.8.14) 叶谷 守久 (H16.10.6～17.9.30)
H17.10.1～21.9. 30	叶谷 守久 (H17.10.1～20.8.14) 佐藤 康徳 (H20.10.8～21.9.30)
H21.10.1～25.9. 30	佐藤 康徳 (H21.10.1～25.9.30)
H25.10.1～29.9.30	佐藤 康徳 (H25.10.1～28.8.14) 松野 豊喜 (H28.10.18～29.9.30)
H29.10.1～R3.9.30	松野 豊喜 (H29.10.1～R3.3.31) 鈴木 哲二 (R3.4.15～R3.9.30)
R3.10.1～R7.9.30	

## 福島・茨城連合海区協議会の結果について

### 概 要

#### 1 茨城入会漁業調整小委員会

- (1) 日 時：令和3年5月28日（金）11：00～
- (2) 場 所：大津漁村センターポート大津 2階会議室
- (3) 出席者：別紙のとおり
- (4) 議題および結果

ア 福島・茨城相互入会漁業の調整結果について

異議無く、承知された。

イ 福島・茨城連合海区協議会の対応について

異議無く、承知された。

#### 2 福島・茨城連合海区協議会

- (1) 日 時：令和3年5月28日（金）13：00～
- (2) 場 所：大津漁村センターポート大津 2階会議室
- (3) 出席者：別紙のとおり
- (4) 議題および結果

ア 福島・茨城相互入会漁業の調整について

合意に基づく相互入会漁業許可（案）について承認された。

イ その他

なし

茨城入会漁業調整小委員会出席者名簿

日時：令和3年5月28日（金）11：00～  
場所：大津漁村センターポート大津 2階会議室

所属名	職名	氏名
福島海区漁業調整委員会	会長	今野 智光
〃	会長代理	鈴木 哲二
〃	委員（小委員会委員長）	今泉 浩一
〃	委員（小委員会委員長代理）	永瀬 哲浩
〃	委員	狩野 一男
〃	委員	吉田 康男
〃	委員	渡邊 登
〃	委員	川邊 みどり
〃	委員	久保木 幸子
〃	委員	宮下 朋子
福島県水産課	主任主査	成田 薫
	副主査（併任 海区事務局）	宗形 莉苗
福島県水産事務所	所長	石田 敏則
	主任主査	千代窪 孝志
福島海区漁業調整委員会事務局	主幹兼次長（業務）	根本 芳春
	副主査（併任 水産事務所）	川本 和宏
	主事（併任 水産事務所）	千野 力
	専門員（併任 水産事務所）	坂本 純一

\*福島海区漁業調整委員会については、役職以外は選任区分毎の50音順に記載

## 福島・茨城連合海区協議会出席者名簿

令和3年5月28日(金)  
大津漁村センターポート大津 2階会議室

所 属	職 名	氏 名	備 考
福島海区漁業調整委員会	会長	今野 智光	
	会長代理	鈴木 哲二	
	委員	今泉 浩一	茨城入会漁業調整小委員会委員長
	委員	永瀬 哲浩	茨城入会漁業調整小委員会委員長代理
	委員	狩野 一男	
	委員	吉田 康男	
	委員	渡邊 登	
	委員	川邊 みどり	
	委員	久保木 幸子	
	委員	宮下 朋子	
福島県水産課	主任主査	成田 熏	
	副主査	宗形 莉苗	併任 海区事務局
福島県水産事務所	所長	石田 敏則	
	主任主査	千代窪 孝志	
福島海区漁業調整委員会事務局	主幹兼次長(業務)	根本 芳春	
	副主査	川本 和宏	併任 水産事務所
	主事	千野 力	併任 水産事務所
	専門員	坂本 純一	併任 水産事務所
茨城海区漁業調整委員会	会長	高濱 芳明	
	会長代理	飛田 正美	
	委員	鈴木 稔	
	委員	木村 黙	
	委員	岡田 英男	
	委員	鈴木 正特	
	委員	宇佐美 正義	
	委員	根本 正明	
	委員	吉田 彰宏	
茨城県農林水産部漁政課	次長兼漁政課長	土屋 圭巳	
	課長補佐	鶴下 真吾	
	係長	益子 剛	
	主任	沼倉 智紀	
茨城海区漁業調整委員会事務局	事務局長	茅根 正洋	
	副主査	細金 正勇	
	主任	小沼 智恵美	

## 令和3年9月1日許可に向けた両県の要望事項と事前調整結果

### 資料1-1

#### 1 相互入会について

区分	福島県海面 (茨城県船→福島県海面)				茨城県海面 (福島県船→茨城県海面)							
	権数と許可数		事務担当者会議		権数と許可数		事務担当者会議					
漁法	権	許可	茨城県の要望	福島県の要望	調整結果	権	許可	茨城県の要望	福島県の要望	現状維持	現状維持	調整結果
中型まき網	3	0	現状維持	現状維持	現状維持	1	0	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
小型機船 底ひき網	11	7	現状維持	現状維持	現状維持	16	11					
自家用餌料 自板ひき網	30	14	現状維持	福島県船の許可数 に合わせた権数0	福島県船の許可数 に合わせた権数0	30	0					
しらすひき網	74	71	操業区域拡大	権数の削減 (久慈以南、隻数削 減及び隻数調整)	権数の削減 (久慈以南、隻数削 減及び隻数調整)	59	25					
さよりひき網	80	74	入会権の増 加	(久慈以南、隻数削 減及び隻数調整)	(久慈以南、隻数削 減及び隻数調整)	80	24					
おきあみひき網	100	86	現状維持	権数の削減 (久慈以南、隻数削 減及び隻数調整)	権数の削減 (久慈以南、隻数削 減及び隻数調整)	100	25					
せん・かご漁業 (どう漁業)	10	10	現状維持	現状維持	現状維持	12	9					

・権数は、令和元年7月9日開催の茨城・福島連合海区協議会における合意に基づくもの。  
 •許可隻数は、令和3年5月28日現在のもの。

・事務担当者会議は令和3年5月11日に福島県いわき市いわき合同庁舎にて開催された。

- 2 許可の有効期間について  
(茨城県の要望) 5年間を3年間に短縮する。

#### 3 その他

中型まき網漁業については、令和2年11月16日付け農林水産省告示第2229号により、福島県知事が許可をすることができる船等の数が「2隻」となったことから、相互における入会漁業許可が成立しないため、福島・茨城連合海区協議会の協議内容から除外する。  
 今後、当該漁業における農林水産省告示において福島県・茨城県の相互入会が可能になつた際には、改めて協議することとする。

## 福島・茨城連合海区協議会（R3.5.28開催）於：大津漁村センターポート大津）合意に基づく相互入会漁業許可（案）

## 資料2

表 埼 県 船 ⇒ 福 島 県 海 面										表 埼 県 船 ⇒ 操 業 期 間										表 埼 県 船 ⇒ 操 業 期 間									
漁業種類	入会件数(隻)	許可隻数(隻)	操業期間	操業区域	備考	入会件数(隻)	許可隻数	操業期間	操業区域	備考	入会件数(隻)	許可隻数	操業期間	操業区域	備考	入会件数(隻)	許可隻数	操業期間	操業区域	備考									
小型機船底びき網漁業 (板びき網)	1.1	1.1	9月1日～ 翌年6月30日	宮城县と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里的点から福島県双葉郡浪江町請豆ノ鼻突端正東2.5海里的点、同県いわき市塙屋崎灯台中心点正東2.5海里的点、同市番所灯台中心点正東3.5海里的点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里的点に至る線以東の海面のうち福島県の神合の海面		1.6	1.6	9月1日～ 翌年6月30日	小型機船底びき網漁業取締規則第4条2項ただし書きに指定する海域のうち日立駿山大煙突中心点(北緯36度31分28秒、東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面																				
小型機船底びき網漁業 (自家用附料板びき網)	3.0	3.0	平潟・大津地区 1月1日～9月30日 その他の地区	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面		3.0	3.0	11月1日～ 翌年6月30日	北茨城市磯原町天妃山頂(北緯36度47分43秒)から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面																				
機船船底びき網漁業 (しらすひき網)	7.4	7.4	3月1日～ 1月2月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面(次の基点、点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線上に囲まれた区域を除く) いわき市勿来町閑田北町地内篠田川 川口水門		5.9	5.9	3月1日～ 1月2月31日	高萩市高戸鼻突端(北緯36度43分11秒)から90度の線以北の茨城県海面																				
機船船底びき網漁業 (さよりひき網)	8.0	8.0	1月2月1日～ 翌年4月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面		8.0	8.0	1月2月1日～ 翌年4月30日	C海域 (7トン未満船)																				
機船船底びき網漁業 (おきあみひき網)	1.00	1.00	2月1月1日～ 7月31日	合駿岬(北緯36度58分23秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称:機船手線網漁業及び板びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面		1.00	1.00	2月1月1日～ 7月31日	日立市日立駿山大煙突中心点(北緯36度37分28秒、東経40度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面																				
せん・かご漁業 (どら漁業)	1.0	1.0	7月1日～8月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称:機船手線網漁業及び板びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面		1.2	1.2	7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢皆(塩田川河口)(北緯36度45分27秒)から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面																				

●方位は真方位

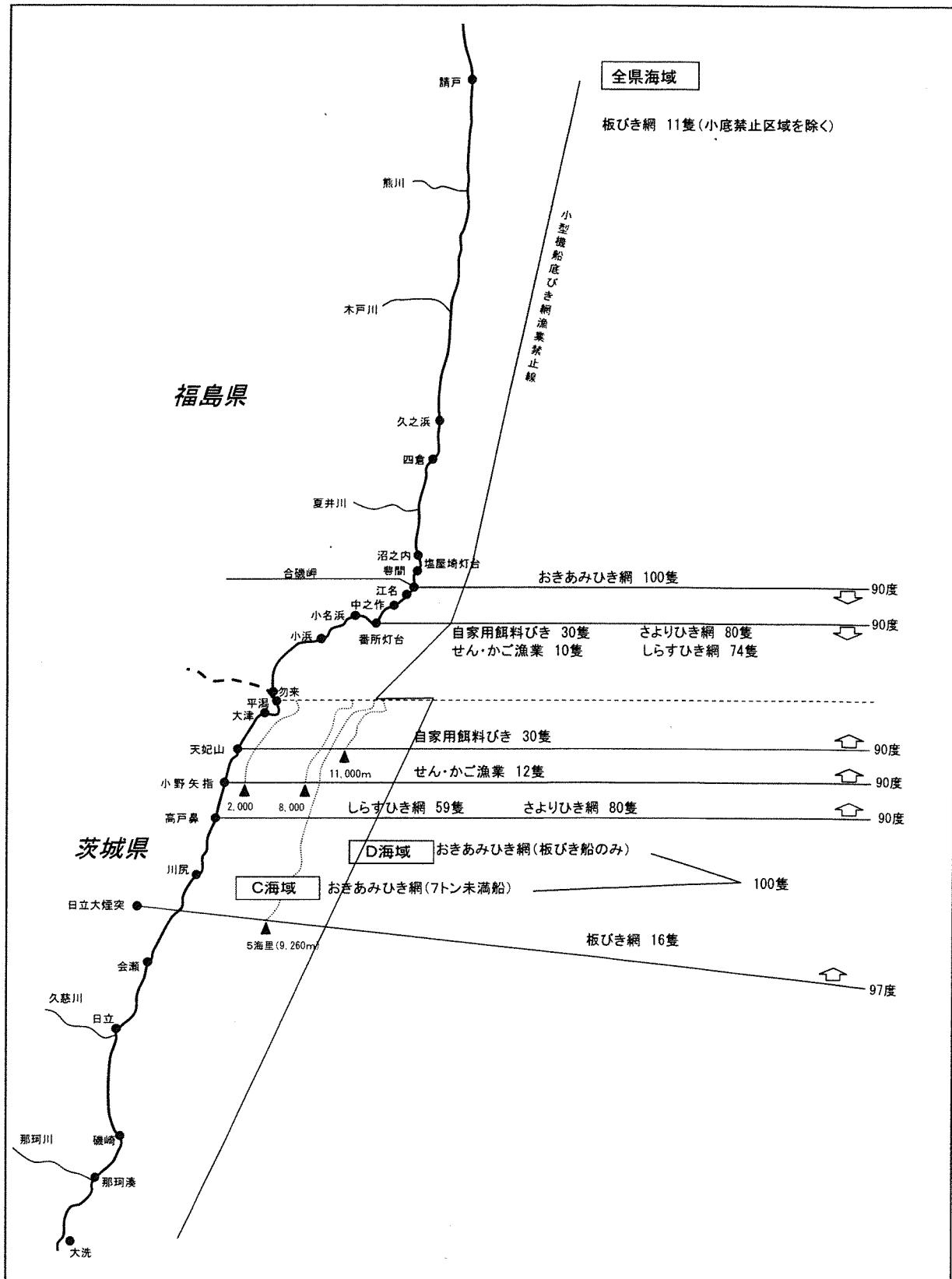
●許可の有効期間は、3年とする

●漁業種類ごとの入会件数については、操業隻数と許可隻数との差を見ながら件数の検討を図っていく

●中型まき網漁業については、令和2年11月16日付け農林水産省告示第2229号により、福島県知事が許可をすることができる船舶等の数が「10隻」、茨城県知事が許可をすることができる船舶等の数が「2隻」となったことから、相互における入会漁業許可が成立しないため、福島・茨城連合海区協議会の協議内容から除外する。今後、当該漁業において農林水産省告示において福島県・茨城県の相互入会が可能になつた際には、改めて協議することとする。

## 福島・茨城 相互入会漁業操業区域概念図

有効期間：令和3年9月1日～令和6年8月31日



第1 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

11

(3) 船舶の総トン数

総トン数 15 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(6) 漁業時期

毎年 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 7 月 6 日から令和 3 年 8 月 5 日

3 許可の有効期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

第2 小型機船底びき網漁業（地方名称　自家用釣餌料板びき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

（1）漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称　自家用釣餌料板びき網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

30

（3）船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

（4）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（5）操業区域

いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から真方位90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県海面

（6）漁業時期

平潟・大津地区：毎年1月1日から9月30日まで

その他の地区：毎年5月1日から9月30日まで

（7）漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月6日から令和3年8月5日

3 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日まで

第3 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

74

(3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-10 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南の福島県海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く）

基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門

点ア 基点より真方位 110 度 1,200 メートルの点

点イ 点アより真方位 190 度 1,500 メートルの点

点ウ 点イより真方位 290 度の線と最大高潮時海岸線との交点

(6) 漁業時期

毎年 3 月 1 日から 12 月 31 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 7 月 6 日から令和 3 年 8 月 5 日

3 許可の有効期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

- 第4 機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）（茨城県からの入会）
- 1 制限措置
- (1) 漁業種類  
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
80
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数  
総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (4) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (5) 操業区域  
いわき市小名浜下神白字番所 25-10 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南の福島県海面
- (6) 漁業時期  
毎年 12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (7) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和 3 年 7 月 6 日から令和 3 年 8 月 5 日
- 3 許可の有効期間  
令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

第5 機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）（茨城県からの入会）

1 制限措置

（1）漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

100

（3）許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

（4）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（5）操業区域

合磯岬（北緯36度58分23秒）から真方位90度の線以南の小型機船  
底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区  
域を除く福島県海面

（6）漁業時期

毎年2月11日から7月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月6日から令和3年8月5日

3 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日まで

## 第6 どう漁業（茨城県からの入会）

### 1 制限措置

#### (1) 漁業種類

どう漁業

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

10

#### (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数 7 トン未満で、申請のあった総トン数以下

#### (4) 推進機関の馬力数

申請のあった馬力数以下

#### (5) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-10 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から真方位 90 度の線以南でかつ小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手縄網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県海面

#### (6) 漁業時期

毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 7 月 6 日から令和 3 年 8 月 5 日

### 3 許可の有効期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

当日配布(2)



3水管第443号  
令和3年5月14日

福島県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

### くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福島県分)
くろまぐろ(小型魚)	12.8トン
くろまぐろ(大型魚)	1.0トン